

重要なお知らせ

証券取引等監視委員会が令和2年3月13日に行いました当会社らに対する「無登録で、金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利について、募集又は私募の取扱いを業として行うこと」の禁止及び停止を命ずるよう求める申立てについて、令和2年9月11日付で、東京地方裁判所より、当会社らに対して、いずれも、「金融商品取引法29条所定の登録、その他同法所定の適式の登録を受けずに、同法2条2項5号又は6号に掲げる権利について、募集又は私募の取扱いを業として行ってはならない」との命令が下されました。

この命令は、ユーティリティトークン「G8C」の販売に関するものです。「G8C」購入者に付与される、事後的に「オリジナルブロックチェーントークン」の配付を受ける権利が、「出資対象事業に係る財産の分配を受ける権利」に該当するものと裁判所は認定し、よって、「G8C」販売が「集団投資スキーム持分」に該当するものとして、この停止が命令されました。

上記のとおり、「G8C」購入者に対して「オリジナルブロックチェーントークン」を配付することが「集団投資スキーム持分」における「財物の交付」とされ、問題視されただけであり、「オリジナルブロックチェーントークン」が取引所で換金可能であること、換金の際に利益が得られる可能性があること、ステーブルトークンを謳っていることなどについては、裁判所から問題視されませんでした。

この点、「G8C」と「オリジナルブロックチェーントークン」は同一であり、ただ、「交換」するものに過ぎず、新規の「財物の交付」ではないというのが当会社の理解です。よって、上記裁判所の命令に対しては、早期に抗告致します。

ただ、上記のとおり、「オリジナルブロックチェーントークン」への交換が予定されている「G8C」の販売が問題視されました以上、同販売は今後行わないこととします。英国法人Ganapati社グループとしましては、事業自体を継続し、必ず「G8C」の「オリジナルブロックチェーントークン」への交換、そして、その実用化を実現させるとのことです。

投資家の皆様としましては、上記命令によって、「オリジナルブロックチェーントークン」への交換が予定されている「G8C」の販売が停止されただけであり、取引所における換金性を含む「G8C」のスキーム自体が違法視された訳ではないことをご確認頂ければ幸いです。

なお、上記命令を掲載した証券取引等監視委員会のホームページ上で、当会社の行っていた社員権の取得勧誘が令和2年4月30日までは違法であり、同社員権の取得勧誘の停止を求める同委員会による東京地方裁判所に対する申立てが誤りではなかったとの記載がなされています。

この同委員会による考えは、令和2年内閣府令第35条が令和2年5月1日に施行されたことを理由とします。しかし、①令和2年内閣府令第35条は、令和2年4月3日には既に公布されていただけでなく、上記申立てが行われた令和2年3月13日時点で既に草案として存在していたと考えられ、突然現れたものではないこと、また、②同内閣府令第35条は、内閣府令に過ぎず、立法とは異なり、全く違法なものを適法と定める性質を保有していないことから、証券取引等監視委員会が上記申立てを取下げた理由は、当会社の主張を、裁判所及び証券取引等監視委員会に理解して頂いた結果だと、当会社は理解しております。